

令和元年度 高等学校等就学支援金 意向確認書【在校生】

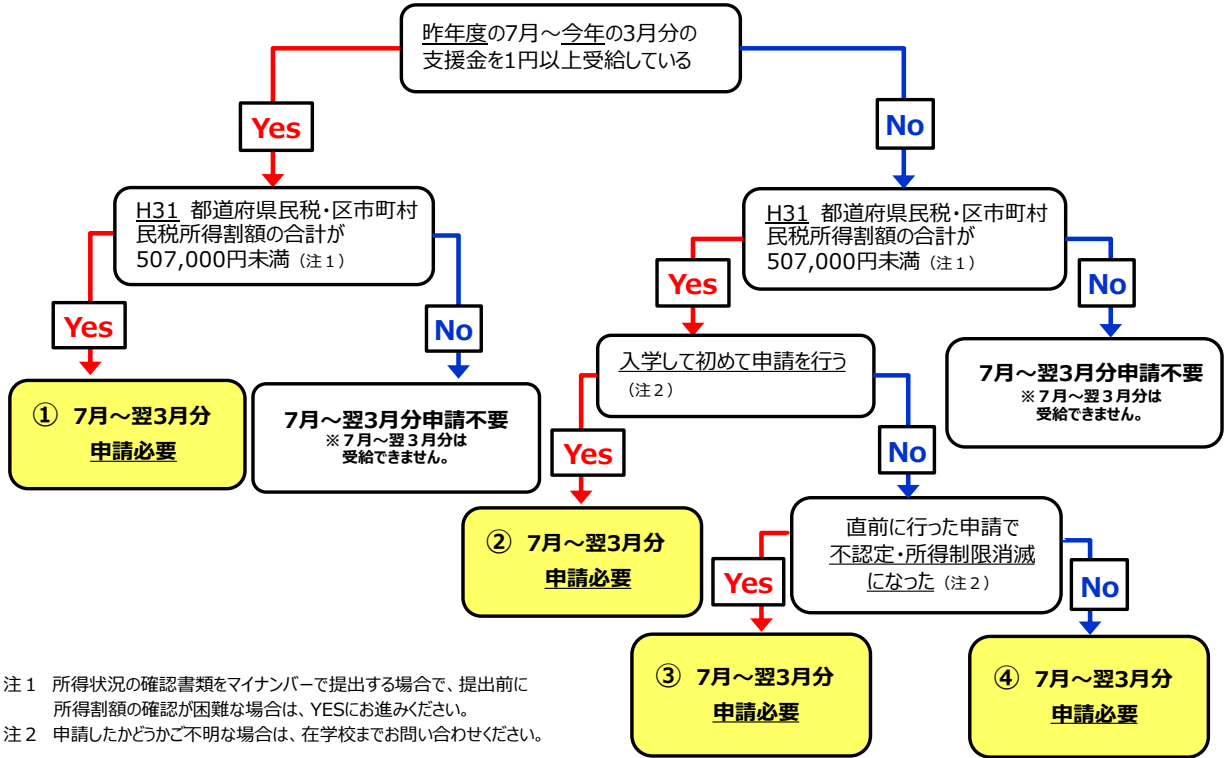
就学支援金を在学中に受給するためには、毎年、保護者等の収入状況を届け出る必要があります。
 就学支援金を受給中の生徒、支払の一時差し止めを受けている生徒は、
 この届け出を行わない場合、「支払の一時差し止め」となり、1年間、就学支援金が支給されません。
 申請漏れを防ぐために、就学支援金受給の意向を確認しますので、6月19日までにご提出ください。

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

- 1 就学支援金の申請(継続申請)を (する ・ しない)
- 2 申請の際の所得の確認書類は (マイナンバー ・ 課税証明書)

※上記の設問に対して、いずれかに○(丸)を付けてください。

(就学支援金の申請に係る提出フロー)



※ 就学支援金を受給中の生徒、支払の一時差し止めを受けている生徒は、
この届け出を行わない場合、「支払の一時差し止め」となり、1年間、就学支援金が支給されません。